

「確定申告」に関するお知らせ

相談

税理士による無料申告相談

申込み 不要

年金受給者・給与所得者・小規模納税者の所得税
の確定申告書を作成して提出できます

☎成田税務署 ☎ (28) 5151

日時

1月30日(月) 10:00~16:00

場所

すこやかセンター2階会議室1

■持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- マイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類）の写しなど
- 前年に申告をした人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。
- 成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。



！ 注意事項

- 会場の混雑回避のため、「入場整理券」を配布します。整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合もあります。
- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 用紙の配布のみは行いません。
- 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）適用初年度の人は参加できません。
- 所得金額が高額な場合や、相談内容が複雑な人はお控えください。

新型コロナウイルス対策として、ご来場の際は、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。

相談

令和5年度の市民税・県民税申告受付相談

申込み 不要

☎課税課 ☎ (93) 0443

日時

2月1日(水)~14日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
9:00~12:00/13:00~16:00

場所

すこやかセンター2階会議室1
(7日(火)・8日(水)は、すこやかセンター2階会議室3)
※例年と会場が異なります

申告が必要な人

- 令和5年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
 - 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
 - 雇用保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
 - 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている

- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
- 富里市に住んでいないが、令和5年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが富里市内にある

申告が不要な人

- 令和4年分の所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

新型コロナウイルス対策として、ご来場の際は、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。